

## 65歳以上の人の介護保険料

介護保険料は、介護事業費を基に、令和3～5年度の65歳以上の第1号被保険者保険料収納必要総額を算出し、被保険者の所得段階別加入割合などを考慮の上、保険料の基準額を決定します。令和3～5年度の保険料の基準額は年額7万7,470

円になります(平成30年度～令和2年度の保険料の基準額と同額)。

令和3年度の年間保険料額は、7月に送付する保険料額通知書でお知らせする予定です。

### 介護保険料(令和3～5年度)

所得段階	所得などの条件	算定式	年額保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人</li> <li>本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人</li> </ul>	基準額×0.280	2万1,690円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.475	3万6,800円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	基準額×0.70	5万4,230円
第4段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.875	6万7,780円
第5段階(基準額)	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	基準額×1.00	7万7,470円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円未満の人	基準額×1.20	9万2,960円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円以上、210万円未満の人	基準額×1.30	10万 710円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間210万円以上、250万円未満の人	基準額×1.50	11万6,200円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間250万円以上、320万円未満の人	基準額×1.70	13万1,690円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間320万円以上、500万円未満の人	基準額×1.80	13万9,440円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上、750万円未満の人	基準額×1.90	14万7,190円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間750万円以上、1,000万円未満の人	基準額×2.10	16万2,680円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間1,000万円以上の人	基準額×2.30	17万8,180円



### 介護保険料の納め忘れにご注意を



65歳以上の人の介護保険料は、原則年金から天引きされますが、資格取得後(65歳になったときなど)6カ月から1年間程度は年金から天引きされませんので、送付された納入通知書を納付してください。他にも、条件によっては年金から天引きにならない場合があります。いずれの場合でも、口座振替をご利用いただくと納め忘れがなく便利です。